

## 国家公務員共済組合連合会三宿病院の診療等に関する協定

防衛省（以下「甲」という。）と国家公務員共済組合連合会（以下「乙」という。）は、国家公務員共済組合連合会三宿病院（以下「三宿病院」という。）の診療等に関して、下記のとおり協定する。

### 記

#### （一般事項）

第1条 甲及び乙は、自衛隊中央病院と三宿病院とが連携を保ちながら診療活動を行ってきたことに鑑み、相互の立場を尊重し、それぞれの可能な範囲で協力するものとする。

第2条 三宿病院の管理運営は、乙の理事長の指揮監督の下に、三宿病院長が行うものとする。

#### （医官等の派遣）

第3条 甲は、自衛隊中央病院の医官及び歯科医官の教育訓練のため、三宿病院に医官及び歯科医官を派遣するものとする。

2 乙は、前項の医官及び歯科医官について、三宿病院において診療に従事させるものとする。

#### （研修医）

第4条 乙は、自衛隊中央病院において初任実務研修及び専門研修を受けている医官及び歯科医官に対し、三宿病院において研修医として診療に従事させるものとする。

#### （施設の利用等）

第5条 甲は、三宿病院が自衛隊中央病院の施設及び技術を利用するに際し、その必要に応じ便宜を図るものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、防衛省大臣官房衛生監と国家公務員共済組合連合会病院部担当常務理事が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成5年4月1日から平成18年3月31日までとし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から相手方に対し書面により申出のない限り同一条件をもって更に1年継続するものとし、爾後も同様とする。

平成5年3月29日

防衛事務次官 日吉 章

国家公務員等共済組合連合会

理事長 古橋 源六郎

一部改定 平成6年3月31日

一部改定 平成7年3月31日

一部改定 平成8年3月29日

一部改定 平成9年3月31日

一部改定 平成10年3月31日

一部改定 平成11年3月31日

一部改定 平成12年3月31日

一部改定 平成13年3月29日

一部改定 平成14年3月29日

一部改定 平成15年3月31日

一部改定 平成16年3月31日

一部改定 平成17年3月31日

一部改定 平成19年3月30日